

いじめに関するフロチャート

I 発見

VII 解消に向けた継続指導

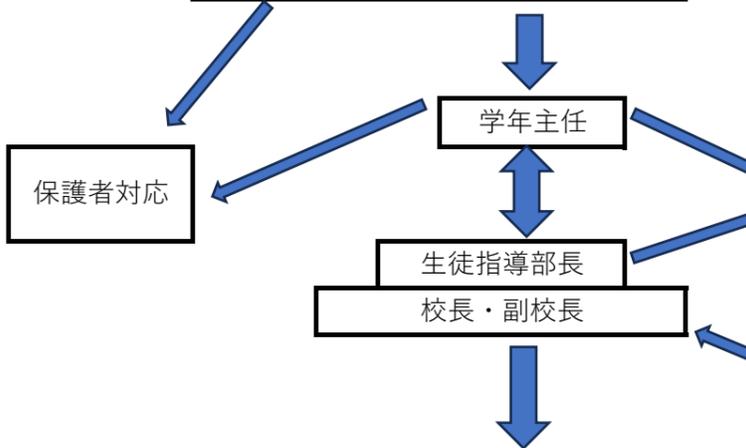
I 発見

いじめの疑い・通報・発見
 日常の観察 アンケート 本人の訴え 保護者からの相談や訴え スクールサイン

情報を得た教職員 (担任・顧問)

* 聞き取りを記録用紙に記録し、データ化し共有・保存
 * いつ・どこで・誰が・なぜ・どのように (5W1H)
 * 「直接見た・聞いた」「他者が見た・聞いた」を明らかにし、正確に事実を記録する

II 報告・共有



III 聞き取り (事実確認)
 <2名体制で対応>

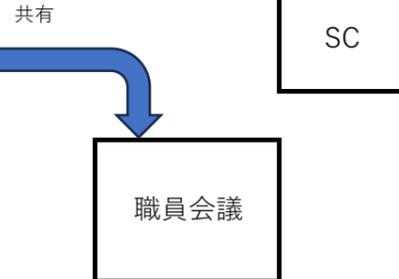
- ① 被害生徒への聞き取り
- ② 加害生徒への聞き取り *必要に応じて
- ③ 周囲の生徒への聞き取り *必要に応じて

V 事実の確認と認定・指導方針の決定

IV 報告・相談

いじめの防止対策委員会の開催

◎情報の整理・共有 ◎いじめの認定 ◎指導体制・方針の決定 ◎いじめ解消に向けた対応	メンバー 教頭・生徒指導部長・教務部長・各学年主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・特別支援教育支援員・SC・PTA会長
---	---



各関係機関

- 県教育委員会
- 警察
- 児童相談所
- 子供家庭支援センター

VI 対応・指導

生徒への対応

被害生徒への支援 受容と共感 徹底して守り通す 安全と安心の確保	加害生徒への指導・支援 いじめの背景にある心の痛みの受容 仕返し行為の防止	観衆・傍観者への指導・支援 心の痛みの共有 集団としての秩序の維持
--	--	--

保護者への対応

事実の報告 思いの受容 理解と協力の要請

- * 怒り・憎しみ・悔しさを受容し、これまでの努力と支援をねぎらう
- * 「被害生徒・加害生徒の未来のために」という目標を共有する

VII 解消に向けた継続指導・見守り

